明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三六）　二
○競馬法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七）　二
○競馬法施行令の一部を改正する政令（三八）　三
○日本中央競馬会の令和五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三九）　三
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（四〇）　四
〔省　令〕
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　三
○地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一一）　四
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務五二）　一
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三一）　一
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一三二、一三三）　一
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁六）　一
○海上における射撃試験を実施する件（防衛四一、四二）　一
○道路に関する件（関東地方整備局六〇、六一）　一
○都市計画に関する件（北陸地方整備局七）　一
○道路に関する件（中部地方整備局一一、一二）　一
○道路に関する件（近畿地方整備局二三）　一
○道路に関する件（九州地方整備局三〇）　一
〔国会事項〕
警察庁　法務省　最高裁判所
〔人事異動〕
官庁　一
会社その他　一六
裁判所　一六
相続、失踪、破産、特別清算、再生関係　一六
〔皇室事項〕　一六
〔公　告〕　一六
諸事項　一六

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三六号）（総務省）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第一六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年三月一日とすることとした。

◇競馬法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七号）（農林水産省）

競馬法の一部を改正する法律（令和四年法律第八五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年五月一日とすることとした。

◇競馬法施行令の一部を改正する政令（政令第三八号）（農林水産省）

1　競馬主催者が行う処分の事由の追加

日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村が競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときに馬主等に対し戒告等の処分を行うことができることとすることとした。（第一〇条及び第一七条の四関係）

2　過怠金の明確化

日本中央競馬会が競馬の実施に関する規約の中で過怠金を制裁として位置付けることができることを明確化等することとした。（第一一条第二項、第一二条第一項、第一七条の三第二項及び第一七条の四関係）

3　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、競馬法の一部を改正する法律（令和四年法律第八五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行することとした。

◇日本中央競馬会の令和五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三九号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、令和五事業年度において、令和四事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第四〇号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和六年二月二九日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。